

# 令和6年度温泉地で活用できる事業集

令和6年2月  
環境省自然環境局温泉地保護利用推進室

# 温泉地で活用できる事業について

この資料は、環境省温泉地保護利用推進室にて、令和6年度政府予算(案)(一部令和5年度補正予算を含む)のうち温泉地で活用できる補助金をピックアップして冊子としたものです。すべての事業が網羅されているわけではない点にご留意下さい。

事業名	担当省庁・課室	頁
温泉熱利用・発電設備の導入、設備の高効率化改修		
民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業	環境省 地球環境局地球温暖化対策課地 球温暖化対策事業室	6
脱炭素		
地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金 等	環境省 大臣官房地域脱炭素推進審議官 グループ地域脱炭素事業推進課	9
建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、(1)ZEB普及促進に 向けた省エネルギー建築物支援事業	環境省 地球環境局地球温暖化対策課地 球温暖化対策事業室	11
建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、(2)LCCO2削減型 の先導的な新築ZEB支援事業	環境省 地球環境局地球温暖化対策課地 球温暖化対策事業室	12
建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、(3)国立公園利用施 設の脱炭素化推進事業	環境省 自然環境局国立公園課	13

事業名	担当省庁・課室	頁
-----	---------	---

## 脱炭素

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、(1)地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援	環境省 大臣官房地域脱炭素政策調整 担当参事官室	14
地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、(2)地域共生型再エネ導入促進事業	環境省 大臣官房地域脱炭素政策調整 担当参事官室	15

## インバウンド・観光(環境省予算)

国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業	環境省 国立公園課、自然環境整備課	17
国立公園等多言語解説等整備事業	環境省 国立公園課	18
国立公園利用促進事業	環境省 国立公園課、 国立公園利用推進室	19
エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業	環境省 国立公園利用推進室	20

事業名	担当省庁・課室	頁
<b>インバウンド・観光(観光庁予算)</b>		
特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業	観光庁 国際観光課、観光資源課	21
地域観光新発見事業	観光庁 観光地域振興部 観光資源課 新コンテンツ開発推進室	22
地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり	観光庁 観光地域振興課	23
海外ビジネス客の訪日・消費拡大事業	観光庁 MICE室	24
オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業	観光庁 外客受入参事官室	25
観光地・観光産業における人材不足対策事業	観光庁 観光産業課	26
宿泊施設サステナビリティ強化支援事業	観光庁 観光産業課	27
インバウンド安全・安心対策推進事業	観光庁 外客受入参事官室	28
地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化	観光庁 参事官(産業競争力強化)	29
地域における受入環境整備促進事業	観光庁 外客受入参事官室、国土交通省 総合政策局 地域交通課 外客受入参事官室 観光産業課	30
観光地・観光産業における人材不足対策事業	観光庁 観光産業課	31
持続可能な観光推進モデル事業	観光庁 外客受入参事官室	32

事業名	担当省庁・課室	頁
<b>インバウンド・観光(観光庁予算)</b>		
ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化	観光庁 観光庁外客受入参事官室	33
全国の観光地・観光産業における観光DX推進事業	観光庁 参事官(産業競争力強化)	34
世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業	観光庁 観光地域振興課	35
DMOを核とした世界的な観光地経営モデル事業	観光庁 観光地域振興課 観光地域づくり法人支援室	36
地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業	観光庁 観光地域振興課広域連携推進室	37
地域一体となったインクルーシブツーリズム促進事業	観光庁 外客受入参事官室	38
国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業	観光庁 観光地域振興課	39
ストーリーで繋ぐ地域のコンテンツの連携促進事業	観光庁 観光地域振興課	40
新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化等	観光庁 観光地域振興部 観光資源課	41
地域観光資源の多言語解説整備支援事業	観光庁 観光地域振興部 観光資源課	42
地域一体型ガストロノミーツーリズム推進事業	観光庁 観光地域振興部 観光資源課	43
アウトバウンド促進に向けた海外教育旅行のプログラム開発	観光庁 参事官(国際関係)	44
新たな交流市場・観光資源の創出事業	観光庁 観光地域振興部 観光資源課 観光地域振興部 観光地域振興課	45

# 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 (一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)



【令和6年度予算(案) 4,000百万円(4,260百万円)】  
【令和5年度補正予算額 8,211百万円】

民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネ主力化とレジリエンス強化を図ります。

## 1. 事業目的

- ・ オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージパリティの達成を目指す。
- ・ 新たな手法による再エネ導入・価格低減により、地域の再エネポテンシャルの有効活用を図る。
- ・ デマンド・サイド・フレキシビリティ(需要側需給調整力)の確保により、変動性再エネに対する柔軟性を確保する。

## 2. 事業内容

- (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業
- (3) 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業
- (4) 離島等における再エネ主力化に向けた設備導入等支援事業
- (5) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業
- (6) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業
- (7) 公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業

\* ストレージパリティとは太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと

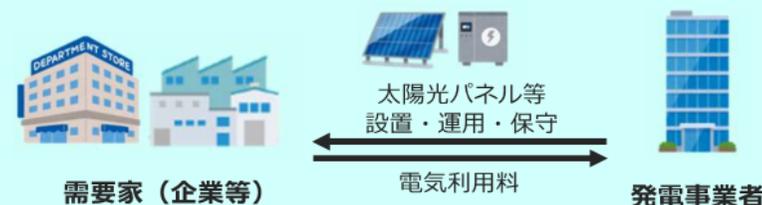
\* EV・PHVについては、(1)(2)(3)(4)(5)(7)のメニューにおいて、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEV・PHVに従来車から買換えする場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWh補助する。(上限あり)

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業/委託事業(メニュー別スライドを参照)
- 委託・補助先 民間事業者・団体等
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

## 4. 事業イメージ

### (1) オンサイトPPAによる自家消費型太陽光・蓄電池導入



### (2) 新たな手法による再エネ導入





地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進します。

## 1. 事業目的

- 地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、新たな手法による太陽光発電の導入・価格低減を促進する。

## 2. 事業内容

- ①建物における太陽光発電の新たな設置手法活用事業 (補助率1/3)**  
駐車場を活用した太陽光発電 (ソーラーカーポート) について、コスト要件 (※) を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- ②地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業 (補助率1/2)**  
営農地・ため池・廃棄物処分場を活用した太陽光発電について、コスト要件 (※) を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- ③窓、壁等と一体となった太陽光発電の導入加速化支援事業 (補助率3/5、1/2)**  
住宅・建築物の再エネポテンシャルを最大限引き出し、太陽光発電設備の導入を促進するため、窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電設備の導入を支援する。
- ④オフサイトからの自営線による再エネ調達促進事業 (補助率1/2)**  
オフサイトに太陽光発電設備を新規導入し、自営線により電力調達を行う取組について、当該自営線等の導入を支援する。※令和6年度は、継続事業のみ実施し、新規募集はしない。

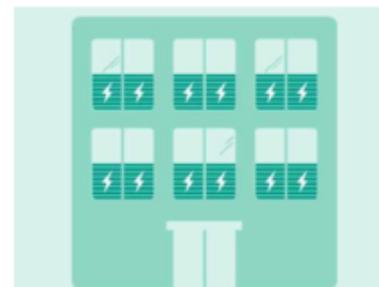
## 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①～④：間接補助事業 (補助率1/3、1/2、3/5)
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 ① 令和3年度～令和7年度 ② 令和4年度～令和7年度  
③ 令和6年度～令和7年度 ④ 令和4年度～令和6年度

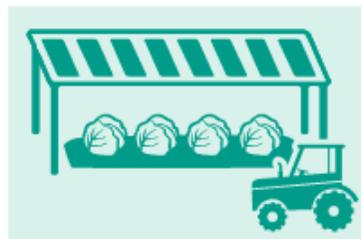
## 4. 事業イメージ



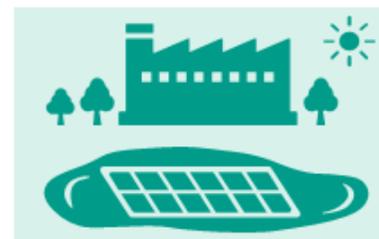
駐車場太陽光 (ソーラーカーポート)



建材一体型太陽光発電



営農型太陽光 (ソーラーシェアリング)



ため池太陽光

### ※①②コスト要件

本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

# 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業 (2/2)



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進します。

## 1. 事業目的

- 地域の特性に応じた、再エネ熱・未利用熱利用、太陽光発電以外の自家消費型再エネ発電等を支援。
- 2050年カーボンニュートラルの実現を見据え、民生部門電力ゼロに加えた先行モデルとして、熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル創出や寒冷地という脱炭素化の難しい地域でのモデル創出を支援し、熱の脱炭素化を推進する。

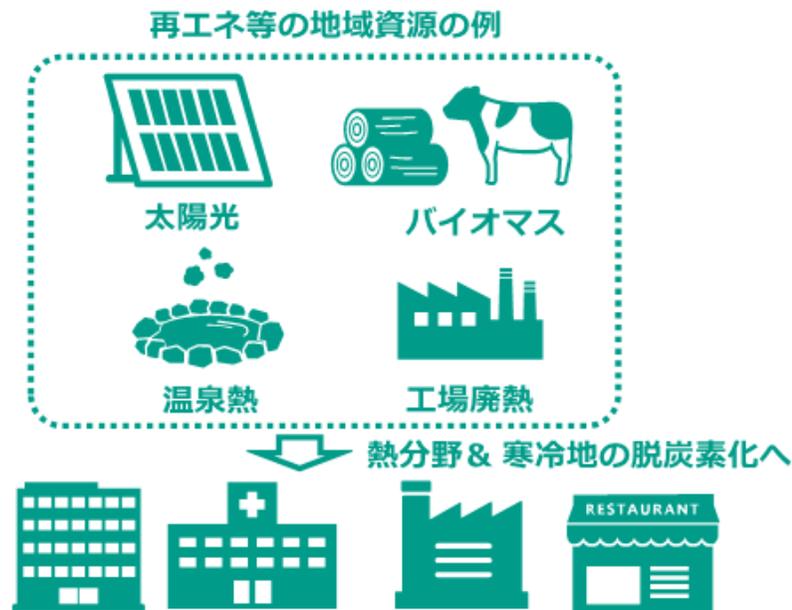
## 2. 事業内容

- ⑤再エネ熱利用・発電等の価格低減促進事業 (補助率3/4、1/3、1/2)  
地域の特性に応じた、再エネ熱利用、未利用熱利用 (工場廃熱等)、自家消費型再エネ発電 (太陽光発電除く) 等について、コスト要件 (※) を満たす場合に、計画策定・設備等導入支援を行う (温泉熱の有効活用のための設備改修含む)。
- ⑥熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業地域 (補助率3/4、2/3)  
地域の再エネ電気・再エネ熱・未利用熱等を活用した、(a)熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル、(b)寒冷地での脱炭素化のモデル、のいずれかに該当する先行的な取組について、その計画策定や設備等導入を支援する。
- ⑦新たな再エネ導入手法の価格低減促進調査検討事業 (委託)  
新たな再エネ導入手法に関する調査検討を行い、その知見を公表し、横展開を図る。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 ⑤⑥ 間接補助事業 (計画策定: 3/4 (上限1,000万円) 設備等導入: 1/3、1/2、2/3) ⑦ 委託事業
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 ⑤⑦ 令和3年度～令和7年度 ⑥ 令和5年度～令和7年度

## 4. 事業イメージ



### ※⑤コスト要件

(熱利用) : 当該設備のCO2削減コストが従来設備のCO2削減コスト (※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく) より一定以上低いものに限る。

(発電) : 本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

# 地域脱炭素推進交付金

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等)



【令和6年度予算(案) 42,520百万円 (35,000百万円)】環境省  
【令和5年度補正予算額 13,500百万円】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

## 1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)及び脱炭素成長型経済構造移行推進戦略(「GX推進戦略」、令和5年7月28日閣議決定)等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金を交付し、複数年度にわたり継続かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる「重点対策」を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

## 2. 事業内容

足元のエネルギー価格高騰への対策の必要性も踏まえつつ、民間と共同して取り組む地方公共団体を支援することで、地域全体で再エネ・省エネ・蓄エネといった脱炭素製品・技術の新たな需要創出・投資拡大を行い、地域・暮らし分野の脱炭素化を推進する。

### (1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

- ①脱炭素先行地域づくり事業への支援
- ②重点対策加速化事業への支援

### (2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

民間裨益型自営線マイクログリッド等事業への支援

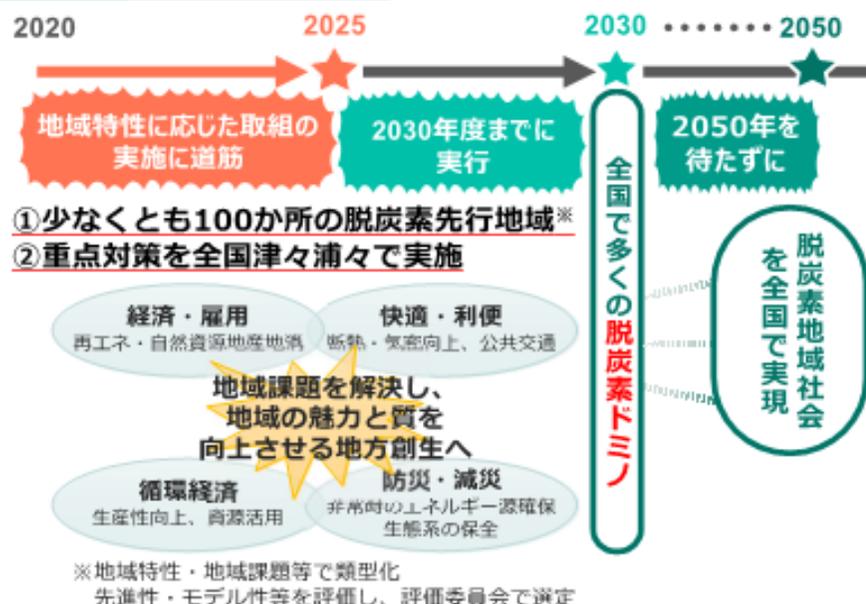
### (3) 地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

脱炭素先行地域・重点対策加速化事業を支援する地域脱炭素推進交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) (2) 交付金、(3) 委託費
- 交付対象・委託先 (1) (2) 地方公共団体等、(3) 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和4年度～令和12年度

## 4. 事業イメージ



### <参考：(1) (2) 交付スキーム>



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

# 地域脱炭素推進交付金 事業内容

## (1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

## (2) 特定地域脱炭素移行 加速化交付金【GX】

事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業	(2) 特定地域脱炭素移行 加速化交付金【GX】
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市： 1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)	○脱炭素先行地域に選定されていること
対象事業	<b>1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須)</b> <b>①再エネ設備整備 (自家消費型、地域共生・地域裨益型)</b> 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス等 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等 <b>②基盤インフラ整備</b> 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等 <b>③省CO2等設備整備</b> 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備 (高効率換気・空調、コジェネ等) <b>2) 効果促進事業</b> 1) 「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となつて設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等	<b>①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須)</b> <b>①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 ※</b> (例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設備を設置する事業) ※公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る <b>②地域共生・地域裨益型再エネの立地</b> (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業) <b>③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導</b> (例：新築・改修予定の業務ビル等において省エネ設備を大規模に導入する事業) <b>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上</b> (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業) <b>⑤ゼロカーボン・ドライブ ※</b> (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る [ ①⑤については、国の目標を上回る導入量、④については国の基準を上回る要件とする事業の場合、単独実施を可とする。 ]	<b>民間裨益型自営線マイクログリッド等事業</b> 官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援する。
交付率	原則 2 / 3	2 / 3 ~ 1 / 3、定額	原則 2 / 3
事業期間	おおむね 5 年程度		
備考	○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能) ○交付金事業について、3年度目に中間評価を実施 ○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む		





業務用施設のZEB化普及促進に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

## 1. 事業目的

- 一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物分野において、建築物のZEB化の普及拡大を強力に支援することで2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 建築物分野の脱炭素化を図るためには既存建築物ストックの対策が不可欠であり、2050年ストック平均でZEB基準の水準の省エネルギー性能※1の確保を目指す。

## 2. 事業内容

①新築建築物のZEB普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)

②既存建築物のZEB普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)

ZEBの更なる普及拡大のため、新築/既存の建築物ZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

◆補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること。需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること。新築建築物については再エネ設備を導入すること。ZEBリーディング・オーナーへの登録を行い、ZEBプランナーが関与する事業であること等。

◆優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。

- ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
- ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (2/3~1/4 (上限3~5億円))
- 補助対象 地方公共団体※2、民間事業者・団体等※3
- 実施期間 令和6年度~令和10年度

## 4. 補助対象等

延べ面積	補助率等	
	新築建築物	既存建築物
2,000㎡未満	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 対象外	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 対象外
2,000㎡~10,000㎡	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000㎡以上	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4 ZEB Oriented 1/4	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 2/3

※1 一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。

※2 都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。

※3 延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外。



LCCO2削減を重視した新築業務用施設のZEB化に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

## 1. 事業目的

- 建築物分野においてZEB化を促進するにあたり、運用時の脱炭素化のみならず建築物のライフサイクルを通じて脱炭素化を目指す先導的な建築物への支援によって2050年のカーボンニュートラル実現をリードする。
- 建築物における更なる付加価値向上の可能性を模索し、快適で健康な社会の実現に貢献する。

## 2. 事業内容

### ① LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業 (国土交通省連携事業)

建築物の運用時及び建築時、廃棄時に発生するCO2 (ライフサイクルCO2: LCCO2) を削減し、かつ先導的な取組を行うZEB建築物の普及拡大のため、下記の要件を満たす建築物についてZEB化に資するシステム・設備機器等※1の導入を支援する。

- ◆補助要件: ZEB Ready基準以上の省エネルギー性能を満たし、(1) 事業と同様にエネルギー管理体制の整備、ZEBリーディング・オーナーへの登録、ZEBプランナーの関与等がある上で、LCCO2の算出及び削減、再エネの導入等を要件とし、付随する運用時の先導的な取組も採択時に評価する。
- ◆特に評価する先導的な取組: 災害に対するレジリエンス性の向上、自営線を介した余剰電力の融通、建材一体型太陽光電池の導入 等
- ◆優先採択: 以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
  - ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
  - ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等

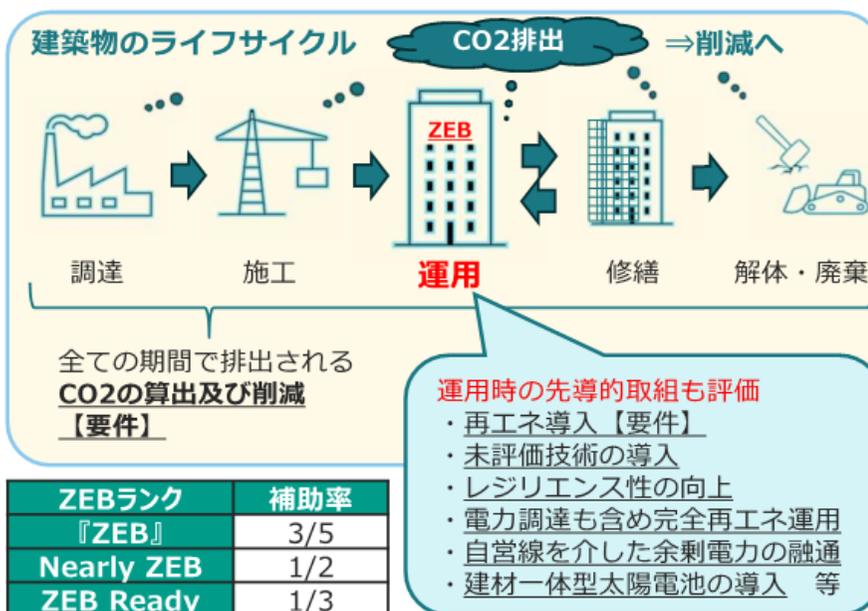
### ② ZEB化推進に係る調査・検討事業

建築物の脱炭素化・ZEB化を先導・推進するために必要な調査・検討等を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①間接補助事業 (3/5~1/3 (上限5億円)) ②委託事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体※2、民間事業者、団体等※3
- 実施期間 令和6年度~令和10年度

## 4. 事業イメージ



ZEBランク	補助率
『ZEB』	3/5
Nearly ZEB	1/2
ZEB Ready	1/3

- ※1 EV等 (外部給電可能なものに限る) を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助 (上限あり)。
- ※2 ①について、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。
- ※3 ①について、延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外。



ゼロカーボンパーク内における、自然環境の保全と調和した施設の脱炭素化に資する取組を支援します。

## 1. 事業目的

- 脱炭素社会のショーケースとしても機能し始めた国立公園において、この流れを加速するため、進んだ脱炭素の取組を実践するサステナブルな観光地を目指す「ゼロカーボンパーク」における国立公園利用施設（宿泊事業施設等）の脱炭素化の取組を支援し、直接的なCO2排出削減及びゼロカーボンパークの登録拡大を促進し、脱炭素社会のショーケースとしての波及効果を活かしながら、国立公園全体の脱炭素化を推進する。

## 2. 事業内容

国立公園利用施設は景観等に配慮しながら施設改修が必要等、脱炭素化のハードルが高い一方、脱炭素社会のショーケースとしての重要性も高い。このため、特に進んだ脱炭素の取組を実践し、サステナブルな観光地を目指す「ゼロカーボンパーク」における国立公園利用施設の脱炭素化の取組を支援し、直接的なCO2排出削減とゼロカーボンパークの登録拡大を促進し、国立公園全体の脱炭素化を推進する。

- 補助対象者：ゼロカーボンパークに登録された地方公共団体に存する国立公園利用施設事業者（宿泊事業者等）
- 補助対象：自然公園法に基づく国立公園利用施設に導入する以下の設備
  - ・再エネ設備（原則として導入が必要）
  - ・省エネ設備（30%以上の省CO2効果を有するものに限る）
  - ・EV充放電設備等導入に係る費用（機種に応じた補助上限あり）
- 補助要件（全てを満たす場合に限る。対策費用は補助対象外。）
  - ①インバウンド対応（トイレ洋式化・国際認証の取得等）に取り組むこと
  - ②観光客などに対して、HP等を通じた脱炭素化に関する取組の周知を行うこと
  - ③国立公園利用施設が存する地方公共団体が、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画区域施策編を策定していること

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/2（太陽光のみ1/3））（上限7,500万円）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間 令和6年度～令和10年度

## 4. 事業イメージ

ゼロカーボンパーク内の国立公園利用施設における脱炭素化

補助対象設備

再エネ設備

（原則導入）



省エネ設備

（空調・断熱改修等）

30%以上の  
省CO2



充放電設備



補助要件



＜①～③の要件を全て満たす場合に補助＞

①インバウンド対応

【例】



トイレ洋式化 和洋室整備 国際認証取得

②脱炭素に関する取組の周知

③地方公共団体実行計画区域施策編の策定



ゼロカーボンパーク推進・国立公園の脱炭素化

# 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、 (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援



地域の再エネ目標や脱炭素事業の検討に係る計画策定等を支援します。

## 1. 事業目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、地域の再エネ目標やその実現に向けた意欲的な脱炭素の取組の検討、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査の実施による地方自治体の計画策定を支援するとともに、地域の経済・社会的課題の解決に資する地域再エネ事業の実施・運営体制の構築などを支援することで、地域における再エネの最大限導入を図る。

## 2. 事業内容

- ① 地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援**  
地域のCO2削減目標や再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ目標、目標達成に必要な意欲的な脱炭素の取組、施策の実施方法や体制構築等の検討に関する調査等を支援するとともに、これらを踏まえた計画策定を支援する。
- ② 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援**  
公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備の導入に向けた調査検討を支援する。
- ③ 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援**  
地域再エネ事業の事業スキーム、事業性、事業体（地域新電力等）設立に必要なシステム構築、事業運営体制構築や、地域脱炭素及び地域経済循環に資する多様な事業への多角化に必要な予備的実地調査等を支援する。
- ④ 公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業**  
ガイドラインを活用した第三者所有モデル等の普及や地方公共団体による計画的な再エネ導入の促進のための支援ツール等を作成し、地域再エネ導入を加速させる。

## 3. 事業スキーム

### ■ 事業形態

①間接補助 3 / 4、2 / 3（上限800万円） ②間接補助 3 / 4（上限800万円）

③間接補助 2 / 3、1 / 2、1 / 3（上限2,000万円）④委託事業

### ■ 補助・委託対象

①地方公共団体 ②地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）

③地方公共団体、民間事業者・団体等 ④民間事業者・団体等

### ■ 実施期間

令和3年度～令和7年度 ※（1）②は令和4年度～、④は令和5年度～

## 4. 事業イメージ



### ②④導入調査支援



公共施設等への再エネ導入可能量調査等

### ③体制構築支援



地域再エネ事業の実施・運営体制の構築

計画的・段階的な脱炭素への取組へ

お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

# 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、 (2) 地域共生型再エネ導入促進事業



地域共生型再エネの導入促進に向けて、ゾーニングの実施による計画策定支援等を行います。

## 1. 事業目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、地域関係者との合意形成を図り、環境に適正に配慮した再エネの導入を最大限促進するため、再エネ促進区域の設定に係るゾーニングや地域共生型再エネ設備導入調査等の取組を支援するとともに、全国での横展開を図るべく、地域の特性等に応じた様々な事例を踏まえつつ、ゾーニングの手法等をガイドラインとして取りまとめる。

## 2. 事業内容

### ① 再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援

自治体による再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成）を支援する。

### ② 再エネ促進区域等における地域共生型再エネ設備導入調査支援

再エネ促進区域等において地域共生型再エネ設備を導入するに当たっての調査検討を支援する。

### ③ 促進区域設定手法等のガイド作成・横展開

促進区域設定の際の環境配慮や合意形成、ゾーニングの手法等をガイドラインとして取りまとめるとともに、自治体を対象とした研修やネットワークの構築等を行うことにより、他地域での展開を図る。

## 3. 事業スキーム

### ■ 事業形態

- ① 間接補助 3 / 4 (上限2,500万円)
- ② 間接補助 1 / 2 (上限800万円) ③ 委託事業

### ■ 補助・委託対象

- ① 地方公共団体 ②③ 民間事業者・団体等

### ■ 実施期間

令和3年度～令和7年度 ※(2)②は令和6年度～

## 4. 事業イメージ

### ①③ゾーニング支援・横展開



### ②地域共生型再エネ導入調査支援

地域が望む再エネ事業の導入調査  
地域貢献 環境保全  
その他



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

メニュー	事業名	事業概要（補助事業に限る）	対象公園等	補助先	補助率	問い合わせ先
利用拠点における上質な滞在空間創出とインバウンド促進	国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業 （直轄事業含む） 【拡充】	利用拠点における機能転換に関する面的な「利用拠点計画」を作成し、当該計画に基づき同時一体的に直轄事業、地方公共団体事業、民間事業を実施。 ①利用拠点計画・利用拠点整備改善計画の策定 ②廃屋の撤去、インバウンド機能向上（多言語サイン、Wifi環境整備、トイレ洋式化）、文化的魅力を発信するまちなみ改善、既存施設のリノベーション（機能転換・強化による観光資源化）、ワーケーション受入事業支援、・無電柱化など引き算の景観改善 ③自然景観地の核心地の上質化事業 【R6年度の変更点】 ・地区全体における魅力向上のための利活用方針として、アクティビティ提供との連携や地区全体のゾーニング等を利用拠点計画に定める地区を重点的に支援（審査時に加点）	34国立公園	地方公共団体（①②③）、民間事業者等（②③）	1/2、2/3 （①のうち利用拠点整備改善計画を策定する場合のみ）	環境省自然環境局 ・国立公園課 TEL:03-5521-8279 井上、須崎、野村 ・自然環境整備課 TEL:03-5521-8281 石月、永緑
	国立公園等多言語解説等整備事業 （直轄事業含む） 【拡充】	国立公園、国定公園、長距離自然歩道等の案内板やビジターセンター等の展示物、その他各種関係コンテンツ等について、ICTなども活用し、外国人目線から自然・文化・歴史のつながりを分かりやすく紹介する多言語解説を充実させる事業。 【R6年度の変更点】 ・How To多言語解説整備のとりまとめ、多言語最適化モデル事業の実施 ・複数年計画を実施する場合の実施設計支援 ・同時音声翻訳技術の展開 ・対象地域の追加（国民公園及び世界自然遺産）	・34国立公園（国立公園の内容を含むものであれば公園区域外でも事業可） ・国定公園・ロングトレイル（長距離自然歩道） ・国民公園 ・世界自然遺産	地方公共団体、観光協会・DMOその他協議会等	2/3	国立公園課 TEL:03-5521-8279 井形、野村
国立公園をより楽しむ自然体験型コンテンツの充実・提供	国立公園利用促進事業 （直轄事業含む） 【拡充】	①ビジターセンター等における最新のデジタル技術（VR,AR,プロジェクションマッピング等）を活用した疑似体験プログラムの導入 ②インバウンド利用がすでに多い場所へのデジタル展示の導入による、外国人観光客の近隣の国立公園への誘導。 【R6年度の変更点】 ・ツアー案内や予約機能等、インバウンドへのサービス向上を図る計画があるものを対象とする	34国立公園	地方公共団体	1/2	自然環境整備課 TEL:03-5521-8281 石月、永緑

※ 本資料は令和5年12月22日時点の情報に基づき作成しています。

補助先・補助率その他補助事業の詳細は調整中につき、事業開始までに変更が生じる可能性があります。

※ 「国際観光旅客税の用途に関する基本方針等について（令和5年12月22日観光立国推進閣僚会議決定）」のとおり、令和6年度環境省執行分国際観光旅客税予算は51億円と昨年度から増額となっています。

## 【背景】

国立公園の利用拠点では、インバウンド対応や個人旅行など旅行ニーズの変化への対応が遅れ、廃屋化した建物が自然の魅力を著しく妨げている。また、自然環境と地域独自の文化資産が相まった魅力を旅行者が体感できていない。

## 【課題・事業目的】

国立公園は、良好な自然環境、日本的な文化や人の営みの特徴など、旅行者を惹き付けるポテンシャルを有している。インバウンドの再開を踏まえ、国立公園の美しい自然の中での感動体験を柱とした滞在型・高付加価値観光を推進するため、インバウンドの本物の価値、体験型などの多様なニーズへ対応し、自然環境と地域独自の文化資産が相まった魅力を提供できる滞在環境整備を進めていくことが必要。

そのため、利用拠点における計画に基づく景観改善事業等を引き続き推進する必要がある。



撤去前の廃屋  
(大山隠岐国立公園)

## 【事業内容】

### I 利用拠点計画策定

地元自治体(都道府県、市町村)が主体となり、環境省や既存民間事業者等と協議して策定

< 継続 >

### II 事業

- |                                                                                                           |                                                                  |                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| ① 廃屋の撤去<br>民間事業者の導入を前提とした撤去                                                                               | ② インバウンド機能向上<br>Wi-Fi、多言語サイン、トイレ洋式化                              | ③ まちなみの改善<br>地域文化が体感できるまちなみ改善 |
| ④ 既存施設の観光資源化<br>利用が停止又は利用機会が減少した施設のインバウンド受入環境整備を前提とした施設の機能転換または強化のための内装及び設備<br>(文化資源活用または体験・学習ツアーと連携して実施) | ⑤ ワークーション受入事業支援<br>ワークーションの実施を前提とした内装及び設備整備<br>(体験・学習ツアーと連携して実施) |                               |
| ⑥ 引き算の景観改善<br>利用拠点の景観改善のための無電柱化、通景伐採及び駐車場舗装面の緑地化。                                                         |                                                                  |                               |

### III 自然景観地の核心地の上質化事業

公園内の核心地に位置する展望所・休憩所などの利用施設の改修

## 【事業実施スキーム】

直轄事業(Ⅱ①のみ)、  
補助事業(補助率: 1/2、2/3(Ⅰ利用拠点整備  
改善計画を策定する場合))

## 【効果】

外国人旅行者の満足度向上、滞在時間、リピーター増加

## 【背景・課題】

国立公園、国定公園等の自然体験拠点における案内板やビジターセンター・世界遺産センター等の展示物については、主に日本語での解説が多く、外国人旅行者に国立公園等の自然などの魅力が十分伝わらない。また、国立公園では一定の英語解説文整備が進みつつあるものの、他の言語への対応は十分ではなく、また、国民公園、国定公園等においては多言語解説文整備が十分進んでいない。

訪日外国人利用者が多く見込める自然体験拠点における多言語化の効果を高め、施設・エリアの満足度の向上を図るには、国立公園、国定公園、国民公園等の自然体験拠点を中心としたエリア一帯で取り組みを進めることが必要。

## 【事業内容】

これまでの観光庁多言語事業の成果を活用しつつ、国立公園、国定公園、長距離自然歩道等に加え国民公園、世界自然遺産の案内板やビジターセンター等の展示物、その他各種関係コンテンツ等についてICTなども活用し、観光庁ガイドラインの下で作成した英語等の多言語の解説文を活用しながら、多言語整備にかかる設計から媒体化まで行い、外国人目線で分かりやすく魅力的な多様な解説整備をエリア一帯で促進。

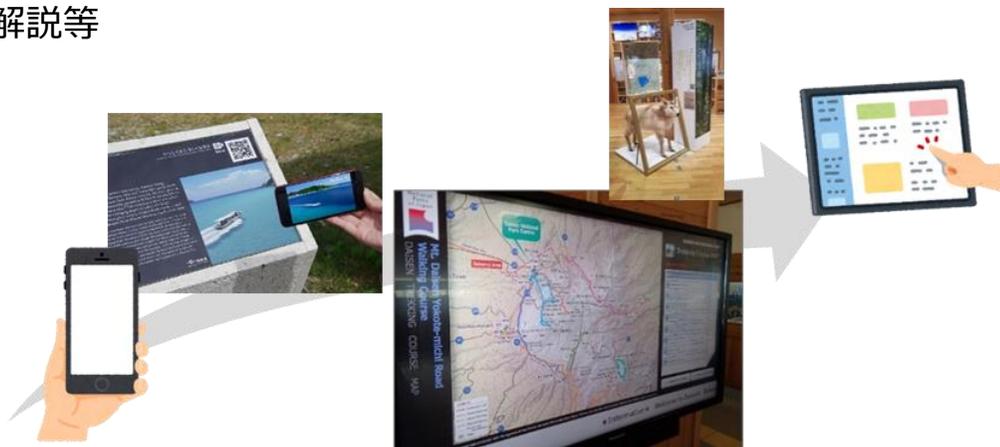
- (1) 国立公園等における多言語解説案内板・展示物等の整備
- (2) モバイル媒体と連携したICT技術による多様な多言語解説等媒体化事業
- (3) 事業実施の効率化にかかる業務
- (4) 自治体・民間団体等による多言語整備への補助

## 【事業実施スキーム】

- <直轄> 環境省 → 民間事業者  
 <補助> 環境省 → 中間執行団体  
 → 地方公共団体、DMO、  
 観光協会、民間事業者等
- 補助率：2 / 3

### （令和6年度見直し内容）

- ・国立公園等に対するHow To多言語解説整備のとりまとめ
- ・国立公園等の多言語解説最適化モデル事業の実施
- ・複数年計画を実施する場合の実設計画支援
- ・世界自然遺産及び国民公園の多言語解説整備
- ・国立公園指定に伴う多言語解説動画・展示等の作成
- ・同時音声翻訳技術の国立公園への早期展開



## 【背景・課題】

国立公園を訪れる訪日外国人観光客への現行の情報発信に端を発した課題として、次のものが上げられる。

- 我が国ならではの四季折々の景観の変化へのイメージが湧いていないことから、1度の訪問で満足してしまう。
- 我が国固有、さらには地域固有の希少野生動植物の知識に乏しいことから、世界自然遺産等の価値を伝え切れていない、外来生物を見て感動してしまう 等

## 【事業内容】

- 訪日外国人観光客が、国立公園の魅力を把握することで、国立公園の本質的価値そのものをより楽しめるよう、ビジターセンター、世界遺産センターなどの利用拠点施設において、最新デジタル展示を導入し、解説の充実化を図る。  
⇒利用拠点施設におけるデジタル展示の導入展示整備

## 【事業スキーム】

<直轄> 国 → 民間事業者等

<補助> 国 → 地方公共団体：補助率 1 / 2

(令和6年度見直し内容)

・ツアー案内や予約機能等、施設運営において、インバウンドへのサービス向上を施設全体で図る計画があるものを対象

## 【効果】

国立公園を訪れる訪日外国人観光客へのデジタルによる情報提供の強化により、より深い自然体験に誘うとともに、我が国の自然景観や生態系へ関心を深めることで、国立公園での滞在時間の延長や満足度の向上、当該地のリピート利用を促す。

## 【イメージ】





【令和6年度予算案 20百万円（20百万円）】

地域主体で取り組むエコツーリズムの取組を支援し、持続的かつ魅力的な地域作りを推進します。

## 1. 事業目的

国立公園等において地域の自然資源を持続的に活用するエコツーリズムの取組や魅力的な地域づくりを推進し、地域活性化を図る。

## 2. 事業内容

- ・国立公園等においては、ツーリズムの基盤となる地域の自然資源を持続的な形で活用していくことが重要であり、「自然環境の保全」「観光振興」「地域振興」「環境教育」というエコツーリズム推進法の4つの基本理念を実現していくための体制・ルールに基づく取組が必要。
- ・国立公園等において、地域の自然資源を活用した地域振興に取り組むエコツーリズム推進協議会等に対して、推進体制の強化、資源調査、エコツーリズム推進全体構想の作成、ルールづくり、人材育成、ツアープログラムの企画・立案、モニターツアーの実施等に要する経費の1/2を交付金で支援する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金
- 交付対象 地域協議会
- 実施期間 平成23年度～

## 4. 事業イメージ

### エコツーリズム地域活性化支援事業(交付金)による支援

エコツーリズム推進協議会等に対して、推進体制の強化、資源調査、ルールづくり等に要する経費の1/2を支援する。



- ・体制の強化、資源調査
- ・エコツーリズム推進全体構想の作成
- ・ルール作り（地域の合意形成）
- ・ガイド等の人材育成



- ・魅力的なツアープログラムづくり（安全管理、環境への配慮含む）

# 特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業

## 事業目的・背景・課題

- 我が国のインバウンド消費の回復は途上にあり、特に、地方におけるインバウンド消費の回復状況は、**地域毎に大きな差が生じている状況である。**
- **早期にインバウンド消費額5兆円を達成し、一人当たり消費額25万を目指す**と同時に、我が国の**地方の魅力を世界中に発信・訪日誘客**し、その果実を**地方へ波及**させることが極めて重要である。

## 事業内容

- 我が国が誇る観光資源（自然、文化、食、スポーツ等）を、**早朝夜間や未公開・非混雑エリア等の十全な活用と組み合わせ**、これまでになかったインバウンド需要を創出、**期間限定の特別な体験として提供。**
- 特に、**地方における体験コンテンツ等の消費を一層拡大・質の向上を図るため**、地方の自然・伝統文化活用、食の地産地消、地域人材の活用等を奨励し、**極めて付加価値が高く、地域の目玉となる様々な資源を集約した「地方プレミアム体験コンテンツ」の創出を促進。**
- 海外情報発信の観点から、**海外旅行博等における訪日イベント**を実施。

## 事業スキーム

・事業形態：直轄事業・間接補助事業

(1) 国・地方型（直轄事業）：上限8,000万円（最低事業費：3,000万円）

(2) 民間企業型（補助事業）

①インバウンド規模3,000名以上：1,500万円定額 1,500～6,000万円まで補助率1/2  
（最低事業費：2,500万円）

②高付加価値：1,000万円定額 1,000～3,000万円まで補助率1/2  
（最低事業費：1,500万円）（単価3倍以上）

・請負先：民間事業者

・補助対象：国→民間事業者（事務局）→地方公共団体、DMO、民間事業者 等

## 事業イメージ

### 期間限定の特別な体験



学芸員解説付き  
貸し切り特別ツアー  
（三の丸尚蔵館）



夜間特別開館による  
音楽会の開催と日本食提供  
（東京国立博物館）

### 地方プレミアム体験コンテンツ



姫路城  
夜間占有特別ツアー



知床国立公園  
立入禁止区域特別ツアー

### 海外情報発信



韓国 韓商會 訪問  
インフルエンサーを対象とした  
訪日イベント



DISCOVER Japan's NEW TREASURES  
アメリカ・ニューヨーク  
旅行業関係者を対象とした  
訪日イベント

## 事業目的・背景・課題

- 観光需要が本格的に回復する中、観光客の宿泊先はインバウンドを中心に都市部へ偏在傾向。観光による経済効果を地方にも波及するためには、特に地方部の地域間競争力を高め、**地方誘客を強力に進める必要**。
- **全国津々浦々に埋もれる地域の観光資源を掘り起こし、地域の多様な観光コンテンツを造成**するとともに、**適時適切な誘客につながる販路開拓や情報発信**を行うことにより、**地方への継続的な来訪を促進**。

## 事業内容

- 地域の観光資源を活用した地方誘客に資する観光コンテンツについて、**十分なマーケティングデータを活かした磨き上げから適時適切な誘客につながる販路開拓及び情報発信の一貫した支援**を実施。

〈支援内容〉・ 専門家の意見を踏まえた観光コンテンツの磨き上げ・商品化  
・ 新たな観光コンテンツのオンライン等を活用した国内外への販路開拓及び情報発信

## 事業イメージ

### 観光コンテンツの磨き上げ・商品化



- ・ 観光には活用されていない地域産業等を活かした観光コンテンツの磨き上げ
- ・ 既存のコンテンツ等も含めたパッケージ化・ツアー化 等

### 販路開拓・情報発信



- ・ 国内実施主体と海外旅行会社とのマッチング・商談会の開催
- ・ 効果的な販路開拓・情報発信に向けたセミナーの開催
- ・ オンラインを活用した情報発信 等

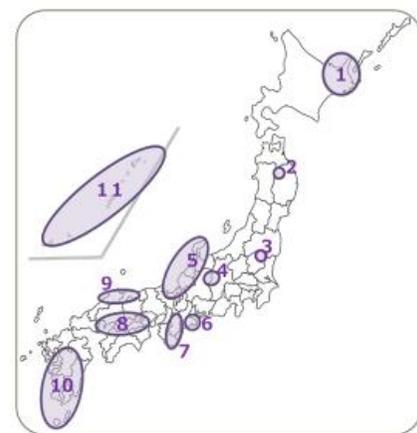
## 事業スキーム

- ・ 事業形態：間接補助事業 400万円まで定額、400万円を超える部分については補助率1/2 (補助上限：1,250万円、最低事業費：600万円)
- ・ 補助対象：国→民間事業者(事務局)→地方公共団体、DMO、民間事業者等

# 地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり

## 事業目的 背景 課題

- 観光立国推進基本計画の目標（訪日外国人旅行消費額：早期に5兆円、訪日外国人旅行消費額単価：令和7年度までに20万円、訪日外国人旅行者一人当たり地方部宿泊数：令和7年度までに2泊）の早期の達成に向け、高付加価値旅行者（着地消費額100万円以上/人）の地方への誘客の強化が不可欠。
- 令和5年3月に選定した11のモデル地域において、高付加価値旅行者を惹きつける商材の作成やコンテンツの創出等を支援し、高付加価値な観光地づくりを加速。



## 事業内容・事業イメージ

**マスタープラン（令和5年度中に策定）**  
（コアバリュー、推進体制、今後の取組事項、スケジュール、KPIで構成）

○トラベルデザイナー、写真家等による  
ファムツアーを実施

- ・商材の作成・コンテンツの創出
- ・宿泊施設・移動環境の具体的な検討
- ・ガイドの体制・能力の検証

○富裕層を顧客に持つ旅行会社の招請

<目指す姿>



魅力的なコンテンツの創出



宿泊施設の高付加価値化



移動のシームレス化



地方への送客・ガイド・ホスピタリティ人材の育成

## 事業スキーム

・事業形態：直轄事業 ・請負先：民間事業者

お問い合わせ先：観光庁 観光地域振興課 電話：03-5253-8327

# 海外ビジネス客の訪日・消費拡大事業

## 事業目的・背景・課題

- ビジネス分野の誘客は、「新時代のインバウンドアクションプラン」でも位置づけられた重点分野。ビジネス目的による訪日客は、長期滞在・高い消費単価の傾向があり、国内全体の消費額増につながるとともに、需要の平準化にも資するものである。
- ミーティング・インセンティブ旅行 (MI) は、世界的に市場規模が大きく、今後も成長率が見込まれる分野であるが、国内での誘客の仕組みやコンテンツ造成が進んでおらず、世界の需要を十分に取込みできていない。足下での回復が進み、2025年には、大阪・関西万博を契機として多くのインセンティブ旅行・企業会議が想定される中、受入体制を早急に整備する必要がある。

## 事業内容

- ①地域一体となったコンテンツ開発  
 コンベンションビューロー、地元産業、旅行会社等の地域関係者による検討会等を開催し、地域一体となったミーティングインセンティブ旅行 (MI) 向けのコンテンツの開発等を実施
- ②開催効果・広域波及の拡大  
 他の地域で開催される国際会議等のイベントにおける、ツアー/エクスカージョンの販売・提供等を促進し、開催地への経済効果のみならず、開催地以外の地域への波及効果を高める。

## 事業スキーム

- ①事業形態：直轄事業（上限：4,000万円）
- ②事業形態：直轄事業（上限：1,200万円）
- ①②請負先：民間事業者

## 事業イメージ



ユニークベニュー活用のイメージ



エクスカージョンイメージ



テクニカルビジットイメージ

# オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業

## 事業目的・背景・課題

- 国内外の観光需要が急速に回復し多くの観光地が賑わいを取り戻す中、観光客が集中する一部の地域や時間帯等によっては、過度の混雑やマナー違反による地域住民の生活への影響や、旅行者の満足度の低下への懸念も生じている状況であり、適切な対処が必要。
- 観光客の受け入れと住民の生活の質の確保を両立しつつ、持続可能な観光地域づくりを実現するには、地域自身があるべき姿を描いて、地域の実情に応じた具体策を講じることが有効であり、こうした取組に対し総合的な支援を行う。

## 事業内容

- オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けて、住民を含めた地域の関係者による協議の場の設置、協議に基づく計画策定や取組に対する包括的な支援を実施。

① 地方公共団体が中心となった、地域と連携した先駆モデルの創出

② 地域の観光関係者が連携して実施するオーバーツーリズムの未然防止・抑制のための面的な取組

(民間事業者等が主体となる場合、地方公共団体との連携が必須)

※①・②ともに、取組の段階においては、地域における受入環境の整備・増強、需要の適切な管理、需要の分散・平準化、マナー違反行為の防止・抑制、地域住民と協働した観光振興の取組を対象とする。

## 事業スキーム

- ・ 事業形態：①②ともに間接補助事業
- ① 補助上限 8,000万円 (補助率2/3)
- ② 補助上限 5,000万円 (補助率1/2)
- ・ 補助対象：国→民間事業者 (事務局)

→① 地方公共団体

→② 地方公共団体、DMO、民間事業者等

## 事業イメージ

【受入環境の整備・増強】



手ぶら観光



ゴミ対策



交通の対応力強化



【需要の適切な管理】



パークアンドライドの実施

【需要の分散・平準化】



混雑状況の可視化

【マナー違反行為の防止・抑制】



看板・デジタルサイネージの設置

【地域住民と協働した観光振興】



地域における協議

## 事業目的・背景・課題

- 宿泊業ではインバウンドをはじめとする観光需要の急速な回復に伴い人手不足が顕著となっている。今後更なる増加が見込まれる観光需要を着実に取り込み、地方への旅行者数・旅行消費額等の増加といったインバウンドによる経済効果を最大限にするためにも、受け皿となる宿泊業の人手不足の解消が急務。
- 人手不足の解消に向け、採用活動支援等の足下の対策、機械化・DX化推進のための設備投資支援等の短期的な対策、外国人材の活用等の中長期的な対策など、あらゆるフェーズの人手不足対策を総合的に実施。

## 事業内容

### ①人材確保支援

大型の合同企業説明会等における宿泊業の魅力発信イベントの実施等、事業者の採用活動を全面的に支援

### ②人材活用の高度化に向けた設備投資支援

人手をかけるべき業務に人材を集中投下し、サービス水準向上・賃上げを実現するため、スマートチェックイン・アウト、配膳・清掃等ロボット、チャットボット、予約等管理システム（PMS）等の設備投資を補助

### ③外国語人材の確保

特定技能試験の受験者を増やすためのジョブフェア等のPR活動、試験合格者の雇用のためのマッチングイベントの実施、観光地における外国語対応人材の確保等

## 事業スキーム

- ・事業形態：①・③直轄事業 ②間接補助事業（補助上限500万円、補助率1/2）
- ・補助対象・請負先：①・③民間事業者 ②国→民間事業者（事務局）→宿泊事業者

## 事業イメージ

### 設備導入費補助



スマートチェックイン・アウト



配膳ロボット



チャットボット

### 外国人材の確保



特定技能外国人材  
（宿泊業）

# 宿泊施設サステナビリティ強化支援事業

## 事業目的・背景・課題

- 訪日外国人旅行者を中心にサステナブルな旅行や宿泊施設の選択意向が年々高まっており、世界の旅行者が我が国を旅行先として選択しなくなることを防ぐためにも、宿泊施設のサステナビリティ強化が必要。
- このため、訪日外国人旅行者の受け入れに向けて、旅館・ホテル等の宿泊施設が実施する、サステナビリティの向上に関する取組を支援する。

## 事業内容・事業イメージ

宿泊施設における省エネ型ボイラー、太陽光発電、省エネ型空調等の省エネ設備等の導入支援を行う。



省エネ型ボイラー



太陽光発電



省エネ型空調

## 事業スキーム

- ・事業形態：間接補助事業（補助上限1,000万円、補助率1/2）
- ・補助対象：国→民間事業者（事務局）→宿泊事業者

## 事業目的・背景・課題

- 気候変動等の影響を受け、我が国の災害は激甚化・頻発化の傾向があり、自然災害のリスクが上昇。インバウンドの本格的な回復により、訪日外国人旅行者が災害に遭うケースも想定されるとともに、医療機関を受診するケースも増加することが想定される。
- 観光施設等における非常時等の対応や医療機関の訪日外国人旅行者への対応の強化を図ることで、安全・安心な訪日旅行環境を整備し、滞在時間の増加や消費拡大を図る。

## 事業内容

- 現場で訪日外国人旅行者に直接対応をする観光施設や観光案内所、または医療機関等に対し、非常時・受診時の外国人旅行者対応に必要な整備を支援するとともに、地域の災害時等における観光危機管理の強化を支援。

- 具体的な調査内容・補助対象事業は以下のとおり。

- ① 観光施設等の避難所機能の強化
- ② 観光施設等の多言語対応機能の強化
- ③ 医療機関の訪日外国人患者受入機能の強化
- ④ 災害時等における観光危機管理の強化

## 事業イメージ



① トイレの洋式化



① 非常用電源装置の整備



② デジタルサイネージの整備



③ キャッシュレス決済環境の整備



④ 専門家による現地調査

## 事業スキーム

- ・ 事業形態：直接補助事業（補助率 1/2）※④については、補助上限500万円
- ・ 補助対象：民間事業者、地方公共団体、DMO 等 ※④については、地方公共団体のみ

## 事業目的・背景・課題

○観光地は近年、観光地全体の活力低下（入込客数の減少、収益の低下、投資の停滞による施設の陳腐化や廃屋等の放置）といった課題があり、ポストコロナの観光業の力強い成長のため、地域経済に裨益する宿泊施設を核とした観光地再生・高付加価値化に向けた取組を強力に後押しすることで、地域全体の魅力と収益力の向上を図り、持続可能な観光地域づくりを推進する。

## 事業内容

○宿泊施設を核とした地域一体となった観光地の面的な再生・高付加価値化を図る。具体的な補助対象事業は以下のとおり。

- ①宿泊施設の高付加価値化（補助率1/2,2/3）
- ②観光施設の改修等（補助率1/2）
- ③廃屋撤去（補助率1/2）
- ④面的DX化（補助率1/2）

## 事業スキーム

- ・事業形態：間接補助事業
- ・補助対象：国→民間事業者（事務局）→民間事業者、都道府県、市町村、DMO等

## 事業イメージ

### ①宿泊施設の高付加価値化



### ②観光施設の改修等



### ③廃屋撤去



### ④面的DX化



## 事業目的・背景・課題

- 持続可能なあり方で旅行需要の本格的な回復を図るためには、ストレスフリー・バリアフリーで快適な旅行を満喫できる環境及び非常時においても安全・安心な旅行環境の整備を行うとともに、地域住民にも配慮した受入環境を整備する必要。
- 全国の観光施設・宿泊施設・公共交通機関等における受入環境整備の取組を支援するとともに、地域資源の保全・活用等に資する取組を集中的に支援。

## 事業内容

### ①持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備促進

- ・ 地域資源の保全・活用やオーバーツーリズムの未然防止に向けた受入環境整備を支援
- ・ 持続可能な観光推進に係る国際認証等を受けた地域における面的な設備導入や施設改修等を支援（令和6年度より追加）
- ・ 交通サービスの受入環境整備を支援

### ②インバウンド安全・安心対策推進事業

- ・ 観光施設等の危機管理対応能力の強化を支援
- ・ 医療機関の訪日外国人患者の受入機能強化を支援

### ③宿泊施設の受入環境整備

ストレスフリー・バリアフリーな宿泊環境整備を支援

※上記に加え、必要な調査・実証事業を実施

## 事業イメージ



① マナー啓発に必要な備品、パークアンドライド促進のための駐車場の整備 等



① 国際認証等を受けた地域における面的な設備導入や施設改修 等



① 段差解消（エレベーター）・UDタクシー・携帯型翻訳機 等



② 多言語翻訳機器・キャッシュレス決済端末の整備 等



③ 客室・浴室のバリアフリー化 等

## 事業スキーム

- ① 事業形態：直接補助事業、補助率：1/2、1/3等、補助対象事業者：地方公共団体、DMO、民間事業者 等
  - ② 事業形態：直接補助事業、補助率：1/2 ※一部上限500万円のものあり  
補助対象事業者：民間事業者、地方公共団体、DMO 等
  - ③ 事業形態：間接補助事業（国→民間事業者→宿泊事業者）、補助率：1/2（上限500万円）等  
補助対象事業者：宿泊事業者
- 事業期間：①平成28年度～、②平成28年度～、③平成27年度～

## 事業目的・背景・課題

○宿泊業ではインバウンドをはじめとする観光需要の急速な回復に伴い人手不足が顕著となっている。今後更なる増加が見込まれる観光需要を着実に取り込み、地方への旅行者数・旅行消費額等の増加といったインバウンドによる経済効果を最大限にするためにも、受け皿となる宿泊業の人手不足の解消が急務。

○人手不足の解消に向け、外国人材の活用や経営の高度化、事業者間連携による省人化等の人手不足対策を実施。

## 事業内容

### ①外国語人材の確保

特定技能試験の受験者を増やすためのジョブフェア等のPR活動、試験合格者の雇用のためのマッチングイベントの実施、観光地における外国語対応人材の確保等

### ②経営の高度化

「観光人材育成ガイドライン」に準拠した教育プログラムの開発・提供等、経営の高度化に向けた支援

### ③事業者間連携による省人化（令和6年度新規）

バックヤード人材の共有等、省人化に資する取り組みを支援

## 事業スキーム

- ・事業形態：直轄事業
- ・請負先：民間事業者
- ・事業期間：①令和元年度～ ②令和5年度～ ③令和6年度～

## 事業イメージ

### 外国人材の確保



特定技能外国人材  
(宿泊業)

### 事業者間連携による省人化



A旅館

B旅館

バックヤード人材の共有

## 事業目的・背景・課題

○ 持続可能な観光に世界的な関心も高まる中、インバウンドの回復と国内交流拡大の双方を支え、我が国が旅行先として選ばれるためにも持続可能な観光推進は喫緊の課題。

○ 日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）の実践を通じた観光GXや自然環境・地域資源の保全・活用等に関する取組を推進し、国際認証の取得等を通じたモデルケースを創出するとともに、地域の持続可能な観光計画の策定を支援する。

## 事業内容

※②は令和6年度より追加

①【調査事業】地方公共団体等が地域の観光関係者と連携し、観光地のGX化や地域の自然・文化・生業等の保全・活用の推進等、地域の持続可能性の向上に資するモデル実証を行う。

（モデル実証を行う想定テーマ）

- ・観光GXの推進（交通マネジメントや再生可能エネルギーの活用等）
- ・地域の自然・文化・生業等の保全、活用の推進
- ・廃棄物ゼロ・自然環境保護の取組
- ・地域の持続可能性を支える仕組みの推進  
（入域料の徴収や、旅行者のマナー意識の向上等） 等

②【補助事業】地域における持続可能な観光計画の策定を支援する。

（主な要件）

- ・JSTS-Dを活用した観光計画であること（観光庁が提供するJSTS-D研修を受講すること）

## 事業スキーム

①事業形態：直轄事業 ※対象：JSTS-Dのロゴ掲出認定を受けている、又は認定に準ずると認められる地方公共団体・DMO等

②事業形態：直接補助事業（補助率 1/2、上限250万円）

補助対象事業者：地方公共団体、DMO 等

事業期間：令和4年度～

## 事業イメージ

### 観光GX・混雑防止



マイカー規制・  
新たな交通モードの導入

### 地域資源(文化・伝統等)の活用



伝統的な町並みの保全のための  
歴史的資源の活用・収益化

## 地域の持続可能な観光計画の策定



日本版持続可能な観光  
ガイドライン  
(JSTS-D)

国際認証・表彰

- ・グリーンデスティネーションズ
- ・ベストツーリズム  
ビレッジ



## 事業目的・背景・課題

- 消費額の拡大や地方誘客の促進を図りつつインバウンドを本格的に回復させ、高い経済効果を全国に波及させる必要。
- 全国の観光地における個々の観光スポットや広域的な周遊に係る一体的な環境整備の取組等を支援する。

## 事業内容・イメージ

## ①インバウンド受入環境整備高度化事業

訪日外国人旅行者の周遊の促進及び消費の拡大を図るため、受入環境整備の高度化を図る一体的な整備及び観光施設等の受入環境整備を支援



## 【ストレスフリーな旅行環境の整備】

- 多言語化
- 無料公衆無線LAN
- キャッシュレス決済環境
- トイレ洋式化・高機能化
- 手ぶら観光カウンター

## 【賑わい環境の創出】

- ナイトタイムエコノミー
- 屋外広場

## 【新たなニーズ・新技術の活用】

- ワーケーション環境
- ICTを活用したゴミ箱
- 多様な移動手段

## 【ユニバーサル対応】

- 段差の解消
- 子連れ環境の整備
- 近距離移動支援モビリティ

## 【観光拠点の整備・改良】

- 観光案内所の整備
- EV急速充電器

等

## ②観光地域振興無電柱化推進事業

観光における地域振興に向けた無電柱化の推進を図るための取り組み等を支援



## ③先進的なサイクリング環境整備事業

サイクルツーリズムを推進するため、訪日外国人に対応したサイクリング環境の整備を支援

- 走行環境整備
- 受入環境整備
- 魅力づくり
- 情報発信



多言語案内看板



サイクルラックの設置

## ④歴史的観光資源高質化支援事業

観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的まちなみ全体の質を向上させる取組みを支援

建築物・空地等の美装化・緑化、除却等



歴史的な町並みの景観に配慮した建造物

## 事業スキーム

①事業形態：直接補助事業、補助率：1/2、1/3（補助率1/3部分については間接補助）  
補助対象事業者：地方公共団体、DMO、民間事業者 等

②事業形態：間接補助事業（国→地方公共団体→電線管理者）、  
補助率：1/2（国→地方公共団体）、2/3（地方公共団体→電線管理者）

③事業形態：直接補助事業、補助率：1/2、補助対象事業者：地方公共団体、協議会

④事業形態：直接補助事業、補助率：1/3、補助対象事業者：地方公共団体、民間事業者 事業期間：①令和4年度～、②～④令和元年度

事業期間：①令和4年度～、②・④令和元年度～、③令和2年度～

## 事業目的・背景・課題

- 全国的な観光需要の回復に伴い、訪日外国人を含む旅行者の多様な嗜好性に応え、消費額拡大・再来訪促進を図り、稼ぐ地域を創出していくためにも、マーケティング強化やデータ活用等の観光DXの推進が重要だが、地域の魅力ある情報の発信、販路の拡大、チケットのデジタル化、One to Oneマーケティング等に取り組んでいる観光地は少ない。
- マーケティング強化による稼げる観光地の創出やデータ活用に向けた研修、旅行者の体験価値を抜本的に向上させる先進的な観光地の創出、標準仕様の策定等を通じて、全国の観光地・観光産業の観光DXを強力に推進する。

## 事業内容

※太字は令和6年度新規内容

### ① マーケティング強化モデルの創出・検証

稼げる観光地創出のため、シームレスな地域サイト・データ管理プラットフォーム（DMP）・顧客関係管理システム（CRM）・チケットのデジタル化等の活用モデルを創出し、地域特性に応じたマーケティング強化を検証する。

### ② データ活用に向けた研修

DMO等に向けて観光地全体でのデータ活用に向けた計画策定やマーケティング強化に向けた研修等を実施する。

### ③ 先進的な観光地・事業者間連携によるデータ活用モデルの創出

旅行者の利便性向上・周遊促進、観光産業の生産性向上、観光地経営の高度化等に一体的に取り組む先進的な観光地や地域のCRMやDMPと事業者が連携するデータ活用モデルを創出する。

### ④ 標準仕様の策定

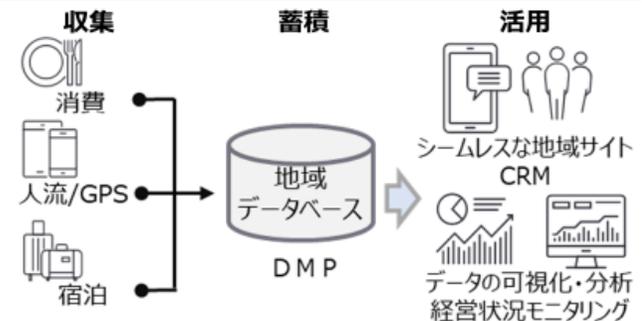
デジタルツール間で連携する際の標準仕様の策定等を官民一体で行い、汎用性・互換性を高めることでデータ活用を推進する。

## 事業スキーム

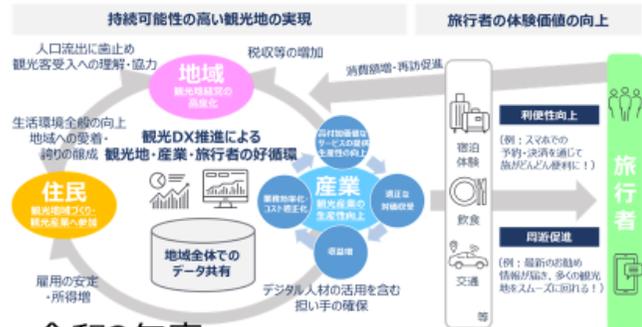
- ・事業形態：直轄事業
- ・請負先：①③民間事業者（コンソーシアム）、②④民間事業者
- ・事業期間：令和3年度～

## 事業イメージ

### マーケティング強化モデルの創出



### 先進的な観光地の創出



## 事業目的・背景・課題

全国各地で世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを促進するため、全国の優良な観光地域づくり法人(DMO)の体制を強化する。

## 事業内容

### ①以下の4分野における専門的知見や外国人目線を有する外部専門人材の登用に係る費用を支援

- ・インバウンドに関するデータの分析とそれに基づく誘客/観光消費戦略の策定
- ・外国人旅行者に選好される魅力的なコンテンツの開発・強化
- ・外国人旅行者が快適かつ安全に周遊・滞在できる受入環境の整備
- ・国外向けの戦略的な情報発信・プロモーション

### ②中核人材の確保及び育成に資する以下の取組に係る費用を支援

- ・採用活動
- ・他のDMOとの人材交流
- ・先進的な海外観光地域への視察
- ・研修・セミナー等の受講

### ③安定的な財源の確保に資する以下の取組に係る費用を支援

- ③-i 安定的な財源の確保のための計画の策定
- ③-ii 宿泊税、入湯税、入域料等の地方税、受益者分担金・負担金等の導入等に向けた合意形成に資する勉強会、シンポジウム等の開催

## 事業イメージ



高付加価値コンテンツの開発のための外部専門人材の登用



地域マネジメント研修の受講



財源確保に向けた勉強会

## 事業スキーム

- ・事業形態：間接補助（定額（上限①1,500万円、②500万円、③-i 500万円、③-ii 200万円））
  - ・補助対象：国→民間事業者→登録DMO・地方公共団体※
  - ・事業期間：令和元年度～
- ※R6年度より、地方公共団体が③に係る取組をDMOと共同して実施する場合も支援対象とする。

## 事業目的・背景・課題

- 世界に誇る観光地形成に向けては、司令塔となる観光地域づくり法人（DMO）を核として、**持続可能な地域経営の視点**に立った取組を推進し、**地域全体の活性化**を図ることが必要。
- 観光立国推進基本計画（令和5年3月31日閣議決定）においては、地域全体の活性化等の取組を高水準で満たす、**「世界的なDMO」のモデル形成を目指す**旨が盛り込まれており、その候補となる「先駆的DMO」への戦略的な支援を通じて、**観光の受益を広く地域にいきわたらせる仕組みの構築**が不可欠。



## 事業内容

- 地域特性を踏まえたDMOの類型ごとに、モデルとなるDMOを募集・選定（先駆的DMOに求める基準を確認）
- 観光地経営を行うにあたっての課題やその解決に向けた具体的な取組について検証
- 観光地経営アクションプラン（AP）策定後、具体の取組等を実証（事業イメージ）
- 検証過程や実証の内容をとりまとめ、横展開を図ることにより、地域全体の活性化に向けた取組や世界的なDMOの形成を促進

## 事業イメージ

### （1）観光による受益が広く地域にいきわたり、地域全体の活性化を図るための取組

#### 地域に受益をいき渡らせる仕組み構築



例）地域事業者の商品開発支援

#### 住民理解促進に向けた働きかけ



例）地域受益効果の可視化

### （2）誘客/観光消費戦略が持続的に策定される組織体として必要な取組

#### インバウンド誘客のエリアブランディング



例）文化や食をテーマとしたブランディング

#### DMOの組織力強化（人材・財源）



例）中長期的な経営戦略策定

## 事業スキーム

事業形態：直轄事業

請負先：民間事業者

事業期間：令和5年度～

## 事業目的・背景・課題

- 観光立国推進基本計画では、訪日外国人旅行者一人当たりの地方部における宿泊数を、令和7年までに2泊とすることを目標としている。（令和元年1.4泊）
- その達成に向けて、地方部での滞在時間や宿泊数の増加に資する取組をより一層推進していく必要があることから、大阪・関西万博の開催も見据え、持続可能なあり方で旅行者の地域周遊・長期滞在を促進するため、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり、地域が一体となって行う取組に対して、総合的な支援を行う。

## 事業内容

- 旅行者の地域周遊・長期滞在の促進を目的とした次の取組を支援。

- ①調査・戦略策定
- ②滞在コンテンツの充実
- ③受入環境整備
- ④旅行商品流通環境整備
- ⑤情報発信・プロモーション

## 事業イメージ



地方部へ誘客

支援



地方部での滞在日数の増加



## 事業計画に基づく具体的取組

### ①調査・戦略策定

データに基づき、旅行者に対し訴求力のある取組を実施するための調査・戦略策定を支援。



マーケティング調査

### ②滞在コンテンツの充実

地域独自の観光資源を活用した滞在コンテンツの造成を支援。



滞在コンテンツの造成

### ③受入環境整備

二次交通情報の検索システムや観光地の案内アプリの整備等を支援。



観光地の案内アプリの整備

### ④旅行商品流通環境整備

旅行商品の国内外OTA※への掲載、旅行会社との商談会などを支援。



商談会への参加

### ⑤情報発信・プロモーション

WEB・SNSを活用したエリア内のコンテンツの魅力等に関する効果的な情報発信を支援。



SNSを活用した魅力発信

※OTA：Online Travel Agentの略で、インターネット上で取引を行う旅行会社のこと。

## 事業スキーム

- ・事業形態：直接補助事業（補助率①：定額（上限1,000万円） ②～⑤：事業費の1/2等）
- ・補助対象：登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体（登録DMO、地方公共団体）
- ・事業期間：平成30年度～

## 事業目的・背景・課題

- インバウンドの拡大に伴い、ベジタリアン等多様な食習慣や文化的習慣を有する訪日外国人旅行者も増加。快適・安心な受入環境の整備を図るとともに、観光消費拡大に向けては、満足度の向上に資する旅行環境の整備を図る必要。
- 受入環境の整備やニーズに合わせた高付加価値なサービスの提供等による地域一体の取組を促進するため、地域の観光関係者の連携による優良モデルを構築する。

## 事業内容

○【調査事業】多様な食習慣・文化的習慣を有する訪日外国人旅行者の誘客促進・観光消費拡大に向けて、地方自治体、DMO、飲食業、宿泊業、旅行業等の観光関係者が連携して旅行環境整備に取り組むモデル実証

- ・想定する多様な訪日外国人旅行者：  
ベジタリアン・ヴィーガン、ムスリム等
- ・安心して旅行できる受入環境整備に加え、地域における滞在時間の増加や消費拡大に資するコンテンツ造成や情報発信等を実施

(例、日本食らしさを備えたヴィーガンメニューの開発、食のピクトグラムの整備、礼拝所の整備 等)

- ・事業の実施を希望する地域に対しては、「多様な食習慣・文化的習慣等に対応した観光計画(仮)」の策定を求め、採択した計画に基づき専門家による伴走支援等を実施。

## 事業スキーム

- ・事業形態：直轄事業
- ・請負先：民間事業者
- ・事業期間：令和6年度～

## 事業イメージ



公共施設に設置された礼拝所



日本食らしさを愉しむ  
ヴィーガンメニュー

### <実証プロセス>

DMO  
地方自治体  
飲食事業者  
宿泊事業者  
旅行者  
観光事業者  
商店街・土産物屋 等

・地域の観光関係者が多様な食習慣・文化的習慣等に対応した観光計画を策定



・観光庁・事務局において計画を採択、専門家による伴走支援等を通じた実証事業を実施

## 事業目的・背景・課題

○スノーリゾートは地方での長期滞在や消費拡大に向けての有力なコンテンツ。スキー・スノーボードを楽しむ訪日外国人旅行者が増加する中、スノーリゾートへのインバウンド需要をタイムリーかつ的確に取り込み、地方への誘客を促進するため、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を促進する。

## 事業内容

※太字は令和6年度拡充内容

○地域の関係者が一体となって策定した「国際競争力の高いスノーリゾート形成計画」の実現に向けた以下の取組を補助。

- ・スキー場インフラの整備
  - 索道施設（ゴンドラ・リフト）の撤去・新設※
  - 搬器の更新（機能向上分）
  - スノーエスカレーター**の導入 ※既存ゲレンデ内にあつては、高付加価値化に資するものに限る。
  - 高機能な降雪機の導入
  - ICゲートシステムの導入
  - レストハウス等の改修・撤去
- ・**スノーコンテンツ**やアフタースキー・グリーンシーズンのコンテンツの造成
- ・受入環境整備（多言語対応、Wi-F整備、キャッシュレス、**スキーヤー向け設備**、**DX対応**等）
- ・外国人対応可能なインストラクターの確保
- ・二次交通の確保（スキー場間の周遊のためのバス運行等の実証実験）
- ・情報発信（プロモーション資材の作成等） 等

## 事業スキーム

- ・事業形態：間接補助事業（補助率 1/2）  
 （※補助上限：スキー場インフラの整備について、個別事業1件につき3億円。ただし、ICゲートシステムの導入については、スキー場1か所につき1,200万円。）
- ・補助対象：国→民間事業者→DMO、民間事業者等
- ・事業期間：令和2年度～

## 事業イメージ



索道の更新に合わせ、設置位置や滑走コースの構成を見直し、利便性・快適性を向上



スノーエスカレーターの導入により、初心者・キッズ向けコースの利便性を向上



パウダースノーを活かしたガイドツアーの造成等により、消費額や滞在満足度の向上



ドライエリア・ワックスルーム等のスキーヤー向け設備による長期滞在客の利便性向上



リフト運行情報、ゲレンデの混雑、二次交通の位置などのリアルタイム情報を提供するアプリやデジタルサイネージの導入などDX推進による利便性向上

## 事業目的・背景・課題

- インバウンド旅行需要が回復に向かう中で消費額増加をより一層促進するため、R4年度補正予算を活用し、1週間以上の旅全体を通じたストーリーの造成等により地域を繋げ、長期滞在を実現するための実証にかかる取組を支援している。
- 長期旅行者を一層惹きつけるためには、造成したツアーに対する販路拡大・磨き上げ等の継続的な支援や、これまでの成果を取り入れたよりストーリー性を感じられるツアーの新規造成・販売への支援が必要である。また、ツアーに同行し、地域の多様な関係者と様々に連携しながらツアー全体をコーディネートする“Experience Manager”の育成支援も不可欠である。

## 事業内容

### ①既存ツアー※の販路拡大・磨き上げ

- ・海外旅行会社を招聘したファムツアー開催
- ・コンテンツの磨き上げ 等

※R4年度補正予算を活用して造成したツアー

### ②新たなツアーの造成・販売

- ・コンテンツの企画開発、地域事業者等へのセミナー開催
- ・OTA掲載、旅行会社との商談
- ・情報発信のための素材やツールの作成 等

### ③Experience Managerの育成

- ・ガイド研修（R4年度補正予算を活用）を受講した特に優秀な方等を対象に海外派遣プログラムを提供
- ・ツアー造成のためExperience Managerの育成に取り組む地域を対象に上記の横展開やプロによる研修を実施 等

## 事業スキーム

- ・事業形態：直轄事業 請負先：民間事業者
- ・事業期間：令和6年度～

## 事業イメージ

### ストーリー：

サムライの繁栄と衰退の物語から、武士や日本の精神文化に触れ、自身に繋がる学びを得る

武道、武家文化に息づく武士道精神を体感し、日本人が大事にする考え方について学ぶ

新しい時代を生き抜くためにラストサムライが残したものから、現代に繋がる学びを得る



## 事業目的・背景・課題

○2025年に向けてインバウンドの本格回復を図るため、新たな体験型観光コンテンツの造成による地方を含む全国各地での消費機会拡大に向け、新たなインバウンド層への訴求力が高い体験型観光コンテンツ等を造成する。

## 事業内容

### 地域観光資源の持続可能な活用推進

○持続可能への関心が高い層へ訴求する「観光利用を地域資源の保全に還元するための好循環の仕組みづくり」を推進。専門ガイドの案内の質の向上を含む総合的なコンテンツの高度化に資する取組を支援。

○具体的な調査内容・補助対象事業は以下のとおり。

①持続可能な観光コンテンツの高度化モデル事業（調査事業）

②持続可能な観光コンテンツの造成に必要な受入環境整備（補助事業）



専門ガイドの高度化



受入拠点の改修

### 事業スキーム

- ・事業形態：①直轄事業  
②直接補助事業（補助率 1/2、上限5百万円）
- ・補助対象：民間事業者、都道府県、市町村、DMO等
- ・事業期間：令和4年度～

### 歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進

○古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりを推進するため、城や寺社および周辺の資源を面的に活用した観光コンテンツの造成等を図る。

○具体的な調査内容・補助対象事業は以下のとおり。

①調査事業 ┌ 初動事業化  
└ 地域経営モデル

②補助事業 ┌ 受入環境整備  
└ 大規模改修（令和6年度新規（拡充）内容）



専門家による  
伴走支援



保存・活用  
が進む  
歴史的  
街並み

### 事業スキーム

- ・事業形態：①直轄事業  
②間接補助事業（受入環境整備：補助率 1/2、上限20百万円）  
（大規模改修：補助率 1/2、上限200百万円）
- ・補助対象：国→民間事業者→民間事業者、都道府県、市町村、DMO等
- ・事業期間：令和元年度～

その他、クルーズ、インフラ、医療関係の観光コンテンツ造成等への支援を実施。

## 事業目的・背景・課題

平成30年度から本事業により、25の世界遺産、34の国立公園を中心に地域の魅力を伝える解説文の整備に取り組み、ノウハウの蓄積を行ってきた。しかし世界遺産等の中には、未整備構成資産が存在している状況である。

このため、2025年大阪・関西万博に向けて、文化観光資源の魅力を更に発信できるよう解説文整備を加速させる。

## 事業内容

①自治体を通じて、世界遺産等における未整備構成資産や周辺の文化観光資源等の英語解説文作成を行う。

②中国語及び韓国語解説文の作成

- 1：中国語
- 2：韓国語

## 事業スキーム

- ・事業形態：直轄事業
- ・請負先：国→民間事業者→地域協議会等
- ・事業期間：平成30年度～

## 事業イメージ



## ○世界遺産における未整備構成資産の状況



### 古都京都の文化財

仁和寺など17か所の寺社と城郭で構成される。そのうち、金閣寺・延暦寺等10カ所が未整備。



### 明治日本の産業革命遺産

九州を中心に8県に分散。20カ所のうち、軍艦島等14カ所が未整備。

## 事業目的・背景・課題

○訪日外国人旅行者の急速な回復の中で、**外国人旅行者から需要が高い食について、魅力的なガストロノミーツーリズムコンテンツを造成し、インバウンド誘客を高めるとともに、地方誘客を促進**する。

○**申請主体の要件を自治体や民間事業者等まで広げ、先進性のある取組については、ガストロノミーツーリズムの更なる類型化を図ることにより、最先端のモデル事例の取りまとめを行う。**

○令和4年、奈良県で開催された「第7回UNWTO（国連世界観光機関）ガストロノミーツーリズム世界フォーム」では「人と地球のためのガストロノミーツーリズム：革新し、活躍を推進して、維持する」のテーマの下、**持続可能な社会の発展、価値ある資源としての食材利用等におけるガストロノミーツーリズムの役割について議論**され、本事業においても、**地産地消等、持続可能なコンテンツ造成を行う。**

## 事業内容

### 1) 調査事業

先進的な観光地域創出に向けて、食のコンサルタント、料理人含む食の専門家による視察や磨き上げ等伴走支援を実施し、各類型においてガストロノミーツーリズムの推進を図る。

①戦略策定②メニュー開発③イベント実施④コンテンツ造成⑤インバウンド対応整備 等

### 2) 補助事業

ユニークベニュー活用のための施設整備やガストロノミー類型に係るコンテンツ造成、販売経路の形成等を補助する。

アクティビティ拠点整備

①施設整備②コンテンツ造成③販路形成 等

#### ○ガストロノミー類型

- ユニークベニュー型
- 高付加価値化型
- ナイトタイム型
- 国際認証型

## 事業スキーム

- ・事業形態：1)直轄事業  
2)直接補助事業（補助率 1/2、補助上限50百万円）
- ・補助対象：都道府県、市町村、DMO、民間事業者等
- ・事業期間：令和6年度～

## 事業イメージ

### 高付加価値化型：長野県木曾郡南木曾町（Zen Resorts）



妻籠宿を舞台に宿場町や伝統工芸、中央アルプスのジビエ等を楽しむコンテンツを提供。伝統的な食文化や食材を表現する“スローフード”は、ここでしか味わえない特別な体験となる。

### ユニークベニュー型（富裕層向け）：神奈川県三浦市



相模湾越しの富士山を臨む景観や豊かな食を含む文化を活用し、国内外の富裕層をターゲットとした新たな食文化を具現化。国家戦略特区を活用し国際的な経済活動拠点形成を目指す。

## 事業目的・背景・課題

- アウトバウンドの促進は、日本人の国際感覚の向上や国際間の相互理解の増進等につながり、なかでも海外教育旅行は若者の海外への関心を高め、中長期的なアウトバウンドの増加に寄与する。
- 海外教育旅行の裾野拡大にむけて、新たに導入を検討する学校や自治体等の掘り起こしを図る必要がある。

## 事業内容

### ① 学校や自治体等における海外教育旅行のプログラム開発

導入に意欲のある学校・自治体等と旅行会社のマッチングや、優良な海外教育旅行プログラムの開発を実施する。

### ② 普及啓発活動

プログラム開発の実施結果をとりまとめ、シンポジウムの開催やウェブサイトでの情報発信、各種ルートを通じた周知を行う。

## 事業イメージ



海外教育旅行のイメージ

## 事業スキーム

- ・事業形態：直轄事業
- ・請負先：民間事業者
- ・事業期間：令和2年度～

## 事業目的・背景・課題

- これまで横ばい傾向であった国内旅行市場が需要拡大へ転じるためには、新たな交流市場の創出が重要。
- 「何度も地域に通う旅、帰る旅」という新たな旅のスタイルで反復継続した来訪を促進する「第2のふるさとづくり」、コロナ禍を経たテレワークの普及や働き方の多様化を踏まえた「ワーケーションの普及・定着」、将来にわたって国内外の旅行者を惹きつける「新たなレガシー形成」により、旅の潜在需要を顕在化させ、地域の関係人口拡大にもつなげる形で交流需要の拡大を図る。

## 事業内容

### 反復継続した来訪を促進するための「第2のふるさとづくり」の推進

令和5年度は、来訪の度に新たな体験ができるか等の来訪後の関心の継続性に着目した取組を行ったが、より地域との関係性の深化を図るため、令和6年度は、自分のスキルを活かしたい、地域から学びを得たい、地域運営に携わりたい等のターゲットのニーズに着目した来訪機会を創出するモデルの構築を行う。



### テレワークの普及や働き方の多様化を踏まえた「ワーケーション」の普及・定着

令和3年度以降、導入企業は着実に増加しているものの、いまだ高い水準とはいえない状況。 ※ワーケーション制度導入率：R3 9.1% → R4 13.4%（観光庁調査）

令和6年度は、①これまでの取組を通してワーケーション普及の課題に挙げた子育て世代を対象にしたワーケーションのモデル実証、②特定の執務環境を持たないノマドワーカー等、新たな働き方に対応したワーケーションのモデル実証、③令和5年に設置した官民推進協議会と連携した普及啓発を行う。



## 事業スキーム

事業形態：直轄事業 請負先：地方公共団体、DMO、民間事業者等  
事業期間：（第2のふるさと・レガシー）令和4年度～ （ワーケーション）令和3年度～

お問い合わせ先（第2のふるさとづくり・ワーケーション）観光庁 観光地域振興部 観光資源課 電話：03-5253-8924  
（レガシー形成）観光庁 観光地域振興部 観光地域振興課 電話：03-5253-8327

### 地域・日本の新たなレガシー形成

- 将来、地域・日本のレガシー（遺産）となる観光資源を新たに形成することを目指し、実現可能性調査・プラン作成を実施。
- 令和6年度以降は、上記に加え、日本を代表する魅力となり得る良質な案件を対象に、実現に向けて重点的に検討。



歴史的建築物の復元と宿泊等への活用（香川県栗林公園）